

保護者の方へ

広島翔洋高等学校

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養して下さい。

また、他への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師に、下記の「学校感染症治癒通知書」を記入して頂いて、担任へ提出をお願いします。

学校感染症（例）

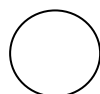
インフルエンザ（*出席停止期間注意）、麻しん、百日咳、風しん、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎 等

*上記以外にもありますので、ご不明な場合はご連絡下さい。

*インフルエンザの出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日。



発症日



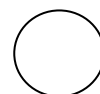
1日目



2日目



3日目



4日目



5日目



6日目に登校可

..... 切り取り線

〔 学校感染症治癒通知書 〕

F・B 年 組 名 前 _____

病 名 _____

上記の病名で 月 日～ 月 日まで加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名前

印

広島翔洋高等学校長様